

公告第 18 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

平成 30 年 8 月 6 日

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 萬里

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（清涼飲料水）
- 2 貸付場所等 下表のとおり
詳細については、別紙仕様書のとおり

| 施設名称等 （所在地） | 貸付場所 | 貸付面積 （設置台数） | 販売品目 | 付加機能 |
|---------------------------------|--------------|------------------------------|---------------------|--------|
| 郡山地方広域消防組合 （郡山市堂前町 5 番 16 号） | 本庁舎 玄関ホール | 1.35 m ² （1 台） | 清涼飲料水 （ペットボトル・缶） | 災害救援機能 |

- 3 貸付期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日まで

第 2 入札執行場所及び日時

- 1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部庁舎 4 階 救急研修室
（郡山市堂前町 5 番 16 号）
- 2 日時 平成 30 年 9 月 3 日（月） 午後 2 時 00 分
※ 郵便及び電報等による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- 2 法人格を有する団体又は個人であること。
- 3 自動販売機（同様の販売品目）の設置業務について、3 年以上の管理及び運営の実績を有していること。
- 4 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 46 号）に準じ、役員等が郡山市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。

5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、再生手続き終了又は再生手続き終了の決定を受けた者については、当該再生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされなかったものとみなす。

6 福島県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

第 4 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、本公告中第 3 に掲げる資格基準について、次項第 4 号に掲げる入札参加申請書等を管理者に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、ウェブサイトからダウンロードすること。）

2 申請書等の受付

(1) 期 間 平成 30 年 8 月 6 日（月）から平成 30 年 8 月 23 日（木）まで
（郡山地方広域消防組合の休日を定める条例第 4 号）第 1 条に規定する本組合の休日（以下「本組合の休日」という。）を除く。）

(2) 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 場 所 郡山地方広域消防組合消防本部 4 階 総務課庶務係において行う。
（郵送等の取扱いは行わない。）

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し。

ただし、公告日以降に発行されたものに限る。

(ア) 法人格を有する団体の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 自動販売機設置状況報告書と 3 年分の設置実績を証明する次のいずれかの書類

(ア) 行政財産使用許可書の写し

(イ) 行政財産又は普通財産の貸付に係る契約書の写し

(ウ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し

（写しの提出にあたっては、土地所有者等の了承を得ること）

(エ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

カ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、第 2 項第 1 号に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により、平成 30 年 8 月 28 日（火）までに通知する。

第 5 仕様書等に対する質疑応答

1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様等質問書を平成 30 年 8 月 6 日（月）から平成 30 年 8 月 21 日（火）まで（本組合の休日を除く。）に、本組合総務課庶務係に持参して提出するものとする。（郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。）

- 2 質問に対する回答は、平成 30 年 8 月 23 日（木）までに仕様等回答書により質問者に回答する。

第 6 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の 5%）と同額の金額を本組合に納めること。

第 7 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積りした契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第 8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第 9 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第 10 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者とするべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 入札回数は、2 回を限度とする。

ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。（見積書の提出は 2 回を限度とする。）

第 11 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者は、公有財産借受等申請書を提出の上、本組合と公有財産貸付契約を締結するものとする。
- 2 契約の締結は、落札者の決定後、7 日以内に行わなければならない。
- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当した時は、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第 3 に掲げる資格のうち、第 1 項、第 4 項又は第 5 項のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の損害賠償の責めを負わな

いものとする。

5 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和 48 年郡山地方広域消防組合第 16 号）による。

第 12 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名及び貸付場所等を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則のとおりとする。

第 13 その他

不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-1699）まで問い合わせること。

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（清涼飲料水）

2 貸付場所等

下表のとおり

| 施設名称等 （所在地） | 貸付場所 | 貸付面積 （設置台数） | 販売品目 | 付加機能 |
|-----------------------------|--------------|-----------------------------|---------------------|--------|
| 郡山地方広域消防組合 （郡山市堂前町5番16号） | 本庁舎玄関 ホール | 1.35 m ² （1台） | 清涼飲料水 （ペットボトル・缶） | 災害救援機能 |

3 貸付期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間とする。

また、契約の更新は認めないこととする。

4 その他

(1) その他の事項については、別添の共通仕様書のとおりとする。

(2) 不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-1699）まで問い合わせること。

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る共通仕様書

1 賃貸料

落札者が入札した金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

なお、入札書には、総額の賃借料の金額を記載することとする。

2 賃貸料の納入

賃貸料は会計年度ごとに徴収する。

毎年度4月30日までに、郡山地方広域消防組合が発行する納入通知書により納入することとする。

ただし、平成30年度については、10月31日までの納入とする。

なお、郡山地方広域消防組合が納入期限を別途指定する場合は、この限りでない。

3 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板及び放射スペースを含めて、別紙仕様書2の貸付場所等に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは2メートル以内とすること。

なお、貸付面積には、使用済容器回収ボックスの設置面積を含めるものとする。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 販売品目

別紙仕様書2の貸付場所等に係る表中の販売品目についての詳細は、下表のとおりとする。

なお、実際に販売する商品の種類については、事前に施設の管理者と相談の上決定すること。

| 販売品目 | 詳細（仕様内容） |
|---------------------|--|
| 清涼飲料水 (ペットボトル・缶) | 密閉型容器（ペットボトル又は缶）に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。 |
| 乳製品 | 紙パック等の容器に入った牛乳、コーヒー、ジュース類の乳製品等の商品を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。 |

(4) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認など、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫及び補充管理を適正に行うこと。

(6) 付加機能

別紙仕様書の2の貸付物件に係る表中の付加機能についての詳細は、下表のとおりとする。

| 付加機能 | 詳細(仕様内容) |
|--------------|--|
| ユニバーサルデザイン機能 | 年齢や障がいの有無に関わらず、誰にでも使いやすく、操作性・操作方法が工夫されていること。 (工夫例) お金の投入口、つり銭・商品の取出口、商品選択ボタンの配置等。 |
| 災害救援機能 | 災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、災害発生時に本組合が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供する。 |

(7) 安全対策

転倒防止

「自動販売機の据付基準」(J I S規格)を遵守した措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

(8) 使用済み容器の処理(販売品目が食品の場合を除く。)

回収ボックスを設置すること。

なお、原則として、販売する飲料の容器(ペットボトル・缶等)の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(9) 費用負担

ア 費用の負担

自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計測器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼働に必要な光熱水費は、郡山地方広域消防組合が発行する納付書(上半期・下半期の年2回)により、本組合へ納入すること。

ただし、指定管理者への管理代行を行っている施設等の場合は、別途定めるものとする。

(10) 売上報告書の提出

売り上げ状況を年度ごとにとりまとめ、翌年度の4月20日までに本組合に対し売り上げ状況の報告を行うこと。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求める場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(11) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を随時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(12) 自動販売機設置に伴う事故

郡山地方広域消防組合の責に帰する事由による場合を除き、その責を負うこと。

(13) 商品等の盗難及び破損

郡山地方広域消防組合の責に帰することが明らかな場合を除き、本組合はその責を負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

4 貸付場所の返還

契約の満了時により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し本組合の指定する日までに返還すること。

ただし、本組合が認めた場合は、原状に回復する必要はない。

5 その他

(1) 契約の解除

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 5 項又は同法第 238 条の 5 第 4 項に基づく解除

郡山地方広域消防組合は、貸付期間中、国または地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、直ちに契約を解除することができるものとする。

イ 書面による申し出に基づく契約の解除

郡山地方広域消防組合は、本組合又は設置業者から解除しようとする日の 6 ヶ月前までに、書面による解除の申し出があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 契約の解除に伴う損害賠償の請求について

設置業者は、(1)により契約を解除された場合において、損害が生じた場合であっても、その補償を請求しないものとする。

【災害救援機能付き自動販売機特記仕様書】

災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に係る特記仕様書

災害救援機能付き自動販売機とは、平常時は通常の飲料販売自動販売機として設置事業者が一般消費者に飲料製品を販売し、災害発生時は自動販売機に收容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

この特記仕様書は、災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 災害救援機能付き自動販売機の使用

- (1) 市内に暴風、豪雨地震その他の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、本組合が飲料提供を必要と判断した場合は、本組合は設置事業者より貸与された飲料製品の無償提供のために災害救援機能付き自動販売機を操作する災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用できる。
- (2) 設置事業者が無償で提供する飲料製品は、災害救援機能付き自動販売機使用開始時点での機内在庫のみとする。
- (3) 本組合は、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用した場合は、設置事業者に遅滞なく連絡するものとする。
- (4) 災害救援専用キーは、設置事業者が本組合へ1個貸与し、本組合の責任において厳重に管理するものとする。

2 責任範囲

- (1) 災害救援機能付き自動販売機による飲料製品提供は、十分な数量の飲料製品の提供を保証するものでなく、災害救援機能付き自動販売機に十分な数量の飲料製品が收容されていない場合でも、設置事業者に供給の義務はないことを確認し、本組合は当該事由に基づく損害賠償請求を行うことはできない。
- (2) 災害時でないにも関わらず、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機が使用され飲料製品が取り出された場合は、本組合と設置事業者は相互連絡をし、設置事業者が当該行為を器物破損もしくは窃盗事件として警察に被害届の提出もしくは告訴の届出を行うことを承諾するものとする。

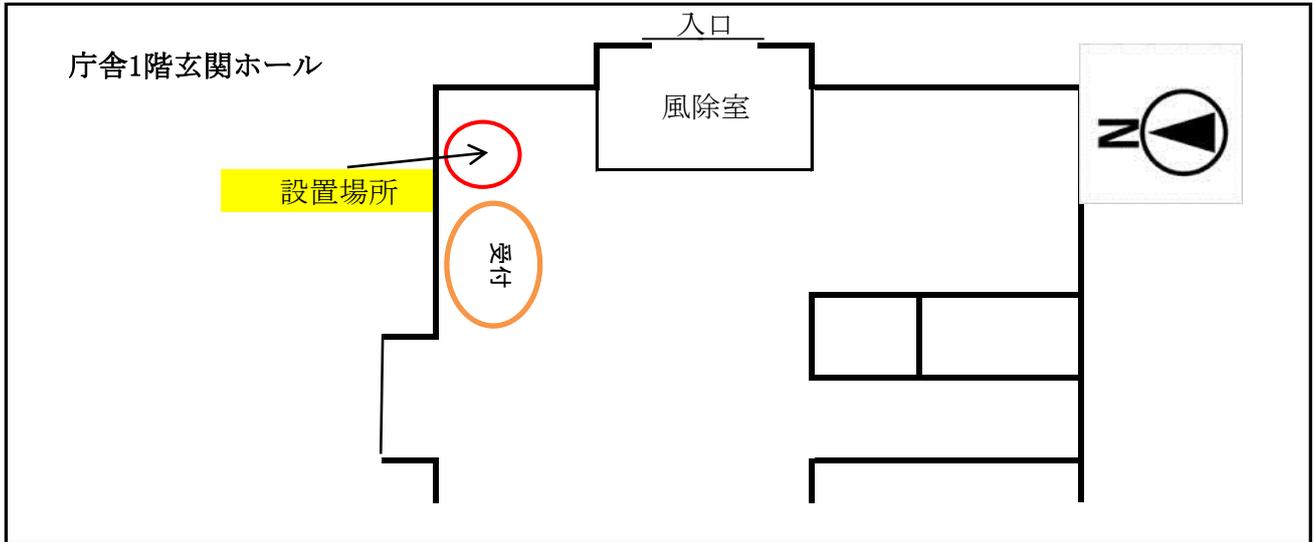
物件調書

1 物件概要

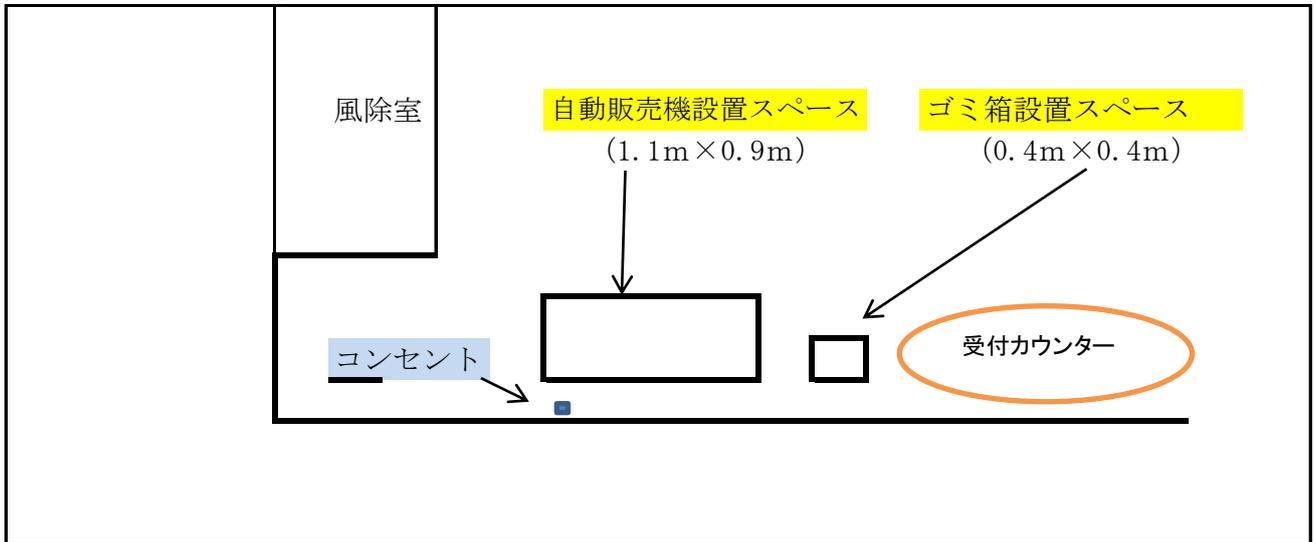
| 施設等名称 (所在地) | 貸付場所 | 貸付面積 (設置台数) | 販売品目 | 付加機能 |
|---------------------------------|-------|----------------|---------------------|--------|
| 郡山地方広域消防組合消防本部 (郡山市堂前町5番16号) | 玄関ホール | 1.35㎡ (1台) | 清涼飲料水 (ペットボトル・缶) | 災害救援機能 |

2 自動販売機設置施設場所詳細

(1) 自動販売機設置施設平面図



(2) 自動販売機設置場所詳細図



(3) 施設等に係る特記事項

| | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 定例休館日・休館期間 | 定例休館日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3 |
| 指定管理者への管理代行の有無 (有の場合は指定管理者) | (○) 無 () 有 |
| 利用者概数(対象期間) | 職員160人(平成29年4月1日～30年3月31日) |
| 現在設置自動販売機売上額 (対象期間) | 新規 (平成 年 月 日～ 年 月 日) |
| 他貸付契約等による 設置(予定)の自動販売機 | (○) 無 () 有 |